

令和9年度採用 白鷹町職員採用試験のご案内

1次試験

9月20日(日)

2次試験

10月予定

採用情報の詳細は
コチラをご確認ください



募 集 職 種

初級・上級行政職

(一般枠・社会人経験枠)

各枠・若干名

採用予定人数



上級専門職【土木】

(一般枠・社会人経験枠)

各枠・若干名

採用予定人数



●試験内容

【第1次試験】SPI3(基礎能力検査、性格検査)、
作文試験

【第2次試験】面接試験

●受験申込

(1) 持参または郵送により提出する場合

採用試験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、
総務課総務係(役場2階)に提出してください。

郵送で提出の場合は、8月19日(水)必着です。

(2) Eメールにより提出する場合

採用試験申込書に必要事項を入力し、顔写真画像を
写真欄に貼付の上、下記アドレスに送付ください。

提出先アドレス

【saiyou-shirataka@so.town.shirataka.yamagata.jp】

受付最終日の8月19日(水)17:15必着です。

※要項・申込書は総務課でも配付しております。

採用予定日は、令和9年4月1日です。ただし、合格者の意向を
確認し、同意を得た上で採用予定日までの期間で臨時的に任用す
る場合があります。

【応募先・問い合わせ】〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 総務課総務係 ☎85-6120

講演会のお知らせ

安心して介護生活を送るためのノウハウ ～介活をかんがえてみよう～

「介活」とは、元気なうちから本人やご家族が介護に備えて情報集めや準備を行う活動のことです。
安心して自分らしい生活を送るためのノウハウを、専門家がわかりやすく解説します。ぜひお気軽
にご参加ください！

■日 時 ▶ 8月10日(月) 14:00～15:00

■会 場 ▶ 中央公民館 大会議室

■講 師 ▶ 淑徳大学教授 結城康博さん

■申込方法 ▶ お電話または健康福祉課の窓口にて直接お申し込みください。

【問い合わせ】健康福祉課地域生活支援係 ☎86-0213



児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続き・ご相談】健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けられることができる場合（ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できます）
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

■支給内容（支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます）

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 48,050 円	月額 11,340 ～ 48,040 円
2人目以降 (1人につき)	11,350 円を加算	5,680 ～ 11,340 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族 の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと11月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

各届出は期間内に
忘れずに提出してね



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月12日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出してください。

■支給内容（4月、8月、11月の3期に分けて支給します）

障害等級	1級	2級
手当月額	58,450 円	38,930 円

■所得制限限度額

扶養親族 の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	459万6千円	628万7千円	
1人	497万6千円	653万6千円	
2人	535万6千円	674万9千円	

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。